

第2回 学校規模適正化

一宮南地区協議会

会 議 録

(要点筆記)

と き 平成27年7月1日(水)午後7時30分

と ころ センターいちのみや ホール

【会議の概要】

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議報告事項

- ・学校規模適正化に係る作業イメージ
- ・管内子ども数の推移
- ・学校規模適正化の背景
- ・学校規模適正化に係る基本的な考え方

- ・協議事項 協議第1号 学校規模適正化の実施時期等について

4. その他

5. 閉会

1. 開会

午後7時30分開会

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまから第2回学校規模適正化一宮南地区協議会が開催されます。

開会あいさつの前に、新協議会委員の着任について報告します。一宮南地区協議会では、小学校就学前の幼稚園、保育所の保護者代表の方にも委員としてお世話になることを確認され、保育所保護者代表の2名の委員については、保護者会の役員等決定後に保育所からご連絡をいただくとしておりました。5月に、一宮南保育所保護者代表(神戸地区在住の代表保護者)、一宮ひかり保育所保護者代表(染河内地区在住の代表保護者)のご報告があり、本日の第2回協議会からご出席いただいています。新委員への教育委員会からの委嘱書は、お二人の机上に既に配布をさせていただいておりますが、事務局から、新委員の

紹介をさせていただきたいと思いますので、紹介にあわせ、自席にて立っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

柴原 圭成 委員 一宮南保育所（神戸地区在住保護者代表）

長野 祐二 委員 一宮ひかり保育所（染河内地区在住保護者代表）

ありがとうございました。

協議会の議長は、協議会規則第 6 条第 3 項の規定により会長があたることとなっています。この後、会長あいさつの後、議長により議事進行いただきます。

2. あいさつ

（議長）あいさつ

3. 会議成立報告

（議長）ここで会議成立の報告をいたします。協議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議は委員の半数以上の出席をもって成立することとなっています。本日の出席委員は 23 人中 20 人でございますので、定足数を満たしており、この会議が成立していることをご報告いたします。

次に、規則第 6 条第 4 項の規定によりまして、市関係部局職員の協議会への出席を求めましたので報告します。

（事務局）協議報告事項の説明の前に、前回協議会以降の状況について、説明いたします。

4 月 15 日に第 1 回協議会が開催され、その後、5 月 21 日に第 1 回正副会長会を開催いただきました。正副会長会では、第 2 回協議会は、学校規模適正化の実施時期等の今後の協議にそなえ、学校規模適正化についての作業イメージやその背景、考え方について協議報告事項とし、まずは委員に適正化のイメージをつかんでいただく内容とすることを確認されました。

また、幼稚園の在り方については、第 1 回協議会で、学校規模適正化実施後の幼稚園のことが心配で適正化を進められない、幼稚園だけをそのまま残すのは好ましいことでないという委員から意見が出され、出席の教育長からも幼稚園の在り方については、小学校の規模適正化の実施時期にあわせてとすることを話させていただきました。し

かし、幼稚園の在り方は、学校規模適正化と同時に進めている幼保一元化の地域の委員会、方向づけることになると考えてはいるが、今年度の幼保一元化地域の委員会の開催については、昨年度までの委員の出身所属において役員交代等もあり、委員改選も含め新たな委員構成にて調整したあと、7月中に、再開させていただき、幼稚園の在り方も協議いただきたいと考えています。以上です。

4. 協議報告事項

（議長）「学校規模適正化に係る作業イメージ、管内子ども数の推移、学校規模適正化の背景、学校規模適正化に係る基本的な考え方」について、事務局より説明いたします。

（事務局）前回の協議会では、当一宮南地区で学校規模適正化について、地域の皆さん、保護者の皆さんと話し合いをさせていただいた経過について、概要の説明をさせていただきましたが、5月21日開催の正副会長会において、第2回協議会では、当地区の児童数の今後の見込みなど、将来がイメージできる資料を見ていただくとともに、この協議会で協議いただく項目や、どのような手順で決めていくのかなどを、委員の皆さんに共通理解をしていただく場とすることで確認をいただきました。

まずは、簡単に子ども数の推移や適正化の推進にあたっての市の基本的な考え方についてご説明させていただきたいと思えます。

6ページの表は本年4月1日現在、宍粟市に住民登録をされている0歳から14歳（中学校3年生まで）の1歳刻みの児童・生徒数の一覧の表です。全体で5,011人で、中学生は1,217人、小学生は1,078人となっています。7ページは神戸・染河内小学校の学年ごとの児童数の現在の数と、本年4月1日までの出生人数をもとに、7年後の平成33年度までの児童数の見込みを表にしたものです。

8ページの表は、0～14歳の子どもの年齢別の男女比の一覧表です。この表をお示したのは、例えば2歳児は9人おられますが男子8人女子1人の学年となり、極端に男女の人数差がある年齢もあるということもご承知おきいただきたくお示したものです。

9ページでは、市が適正化を推進しようとした背景として、児童の減少により学校の小規模化が進んでいることから、大規模校・小規模校それぞれに良い面がありますが、より集団教育の良さを活かせる環境づくりをしたいとして、子どもの一定の集団

規模を確保して、社会性を育てたい、将来にわたっての生きる力を育てたい、そのような思いから適正化を計画だてて進めさせていただいています。平成元年度、平成 27 年度、平成 33 年度の小学校の児童数、また、学年の平均児童数等をあげさせていただいています。10 ページには一宮町内の状況、11 ページには一宮南地区の資料をつけています。市全体でも児童数が減少していますが、神戸、染河内地区においても、児童数が大幅に減少し、1 学年の平均人数も減っていることの資料としてお示ししています。

12 ページは、行政懇談会でも配布済みの資料ですが、適正化推進に係る市の基本的な考え方を示しています。①実施時期は市の考え方を踏まえながら地域としての方向性を見出させていただきたいとして、一宮南地区でも、地域の委員会を設置いただき、6 回にわたり委員会で協議いただき適正化実施の方向性と、②の実施場所として神戸小学校の場所での実施について決定いただいたところです。

③の一旦閉校ですが、適正化実施にあたっては、すべての学校を閉じて、新しい学校として出発いただくということで進めています。当地区では、神戸・染河内小ともに閉校し、新しい学校としてスタートするというので、新しい学校の開設場所となる神戸小の地域・保護者の皆さんには、校名や校章・校歌が新しくなり、制服・体操服なども変わることがあるということも説明をさせていただいたところです。

次に、④遠距離通学対策については、市として一定の距離基準を持ち合わせていますが、原則スクールバスを確保すること、また、⑤新しい学校づくりとして、現在も各校で行っていただいています。それぞれの良い面を活かしながら、保護者や地域の皆さんにご協力をいただいて、特色ある学校づくりを進めたいと思っています。

続いて、市内の他校区の適正化の実施や協議の状況について報告させていただきます。

平成 24 年 4 月の千種中学校区での「千種小学校」の開校を皮切りに、26 年 4 月に山崎町内の土万・菅野小校区で「山崎西小学校」として開校しました。また、27 年 4 月には波賀中学校区の波賀・野原・道谷の 3 小学校が一緒になり、新生「波賀小学校」として開校しました。また、来年（28 年）4 月には一宮北中学校区の下三方・三方・繁盛小学校が一つになって「一宮北小学校」としてスタートすることとして、現在までに校名・校章デザイン・校歌の制作方法について決定され、現在は、遠距離通学対策や制服・体操服、また P T A 組織や規約、学校行事などについて、それぞれ専門部

会で協議をいただいているところです。

他に山崎の伊水・都多小校区については現在も地域の委員会で協議中です。また、山崎南中学校区の城下・戸原小については、適正化の協議を当面繰り延べることを地域の委員会で決定をされています。

13 ページは一般的に考えられている適正化のメリット・デメリットの例を示していますが、市として小規模校や複式学級を否定しているものではなく、良い面も理解していますが、集団教育の良さをより活かすために児童集団をつくるため適正化を推進しているということをご理解いただきたいと思います。

14 ページは地域の委員会と地区協議会の祖域における作業イメージを示したものですので、またご覧いただきたいと思います。

続いて、この協議会で協議いただく作業イメージをご説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。この協議会は新しい学校を設置するにあたって必要な項目を決定・確認いただく場になります。具体的には、協議会で協議いただくための調査・研究を行い、検討素案を作成いただくために専門部会を置き、その内容を全体協議会で決定いただくという、イメージとお考えいただきたいと思います。

部会は、学校行事や教務、また備品や図書など、学校内の細部の調整を行う教職員（先生方）のみで構成する部会《教務部会》、《庶務・経理部会》、《図書部会》と、協議会委員さんに所属いただく部会《総務部会》、《児童指導・保健体育部会》、《PTA・地域部会》の6部会の構成でお願いしたいと考えています。

委員さん方にもお入りいただく部会での検討イメージですが、まず、先生方の部会で調査・検討いただいて“たたき台”の作成後、それをもとに部会で検討・確認いただくということをお願いしたいと思っています。そして、専門部会で協議いただいた内容や、協議会での提案などを正副会長会で確認後、協議会で協議いただき、決定・確認をいただくという流れで進めさせていただきたいと思います。

続いて、資料3ページをご覧ください。実際に専門部会で協議いただく内容などはどのようなものかですが、実際に委員さん方にお入りいただく専門部会についてご説明させていただきます。

（1）総務部会〔総務関係〕

検討いただく事項は、校名、校章、通学路、遠距離通学者の対策、閉校式に係る連絡調整などを想定しています。

具体的には、校名や校章の決定方法などは協議会で決定いただきますが、これまで適正化実施の校区では、校名や校章デザインを、地域にお住まいの方、子どもたち、地域にゆかりのある方から募集して、その中から決定することにし、その際に、多くの募集の中から総務部会で一次案 10 点程度を選考いただいて、その後、協議会の中でその中から 1 点を選考という方法がとられてきましたので、そのように表示しています。

また、遠距離通学者の対策について、市として一定の距離の目安をもっていますが、原則スクールバスの運行を考えています。そこで、スクールバスの運行地区をどうするかについて、部会の委員さん方にご協議をお願いしたいと考えています。

2 つの地域の学校が一つになっていただくということで、お互いの地域の状況などもそれぞれが理解をしながら、一緒になっていく、そのような意味からも部会でご協議をお願いしたいと考えています。

(2) 児童指導・保健体育部会〔児童指導・保健体育関係〕

検討いただく事項は、制服・体操服や水着、また通学靴や帽子など、学校ごとに少しずつ違うと思いますが、新しい学校になるにあたって統一したものにしていくために、どのようにして決めるのかなどをご協議いただきたいと考えています。

(3) P T A・地域部会〔P T A・地域関係〕

検討いただく事項は、新しい P T A 組織や役員を選考方法、P T A 規約や P T A 会計予算についてなどを調整・協議いただきたいと考えています。

次に、4 ページをご覧ください。この 4 月に新たな学校として開校した波賀小学校の設置にあたって、波賀地区協議会での決定状況などを参考につけています。

まず、最初に地域の委員会で確認されていた実施時期・実施場所での実施について第 1 回協議会で確認いただき、その後、校名・校章を募集して決定、他に校歌の制作時期（開校時に校歌があるように作成する）の決定、そして、遠距離通学対策（スク

ールバスの運行地区)の決定をいただき、協議会での協議期間は概ね1年半となりました。その間、協議会9回、正副会長会8回、委員さん方にお入りいただく専門部会はそれぞれ4~5回の開催となりました。一宮南地区協議会でも最初に実施時期を決定いただいてからが本格的な協議のスタートとなりますが、開校までに概ね1年から1年数カ月は必要だとお考えいただけたらと思います。

次に5ページをお開きください。こちらでも波賀地区協議会の実際の例になりますが、部会協議から協議会での決定・確認までの流れを示したものですので、参考としてご覧をいただきたいと思います。

以上、大変簡単ですが、学校規模適正化に係る作業イメージの説明とさせていただきます。

(議長)事務局から説明いただきましたが、質問、ご意見ありましたら伺いたしたいと思います。ご質問等ございませんか。

(委員)会議冒頭の事務局の説明の再度の確認になるが、幼保一元化について、神戸・染河内の小学校が一緒になろうとする時期と、神戸・染河内の幼稚園が、幼稚園のかたちとなるかは別として、また、幼保一元化の実施かどうかは別として、一緒になろうとする時期を合わせるということを、第1回協議会においても確認いただいたと理解してよろしいか。

(事務局)教育長が第1回協議会で述べたように、小学校が一緒になろうとする時期に、幼稚園が一緒になる時期を合わせていこうとすると説明させていただきました。

(委員)染河内小学校と神戸小学校が統合する時には、神戸・染河内の幼稚園も一緒になること確認するため、質問させていただきました。

(事務局)小学校と幼稚園は同時期ということで考えています。ただ、幼保一元化の地域の委員会が再開されておらず、まだ、正式な方向性を関係者に説明していませんが、教委としては同時期ということを考えています。

(委員)わかりました。

(委員)学校の跡地利用についてだが、染河内小学校、染河内幼稚園ともに跡地の利用を検討すると考えてよろしいか。

(事務局) 染河内小学校は、学校規模適正化実施後に閉校し、財産区分では普通財産となり、跡地利用を考えていくこととなります。

一方、現在の染河内幼稚園は、神戸幼稚園の園区が広がって、染河内からの通園が可能となった場合、現在の染河内幼稚園は休園になると考えています。休園の場合は、染河内幼稚園の園舎や運動場は行政財産のままとなり、小学校と同じ財産区分とはならないこととなります。

(委員) 跡地利用の検討上、現在の小学校と幼稚園があるところは、一体として、跡地利用を検討するのが普通です。行政として、小学校、幼稚園の閉じ方が違う事を理由として、縦割りの考え方とならないように、お願いしたい。

(企画総務部長) 現在の小学校、幼稚園ともに、財産区分では行政目的で使用する行政財産として教育部所管としています。ただ、小学校閉校後は、小学校は区分では行政目的で使用しないことになり、普通財産として企画総務部所管となります。ただ、跡地利用についての検討は、幼稚園が幼保一元化の進み具合にもよりますが、幼稚園が閉園とならず休園となった場合は、財産区分上では、小学校と幼稚園は異なった区分となりますが、跡地利用について検討の対象となるのであれば、地域の皆さんと協力しながら一緒に考えたいと思っています。

(議長) 基本的には、幼小一緒に、学校規模適正化適正化や一緒になることを考えるという事務局説明でした。跡地利用については、もうしばらく先の話かもしれないが、今の説明で了解いただきましたか。

(委員) わかりました。

(議長) 他に質問ありますか。

(委員) 幼稚園も小学校もそれぞれが同時期に一緒になっていくということは、同時に話を進めていかなければならないと思いますが、そのことについて、今後どのように話を進めていかれるのか教えてほしい。

(事務局) 波賀の例になりますが、幼保一元化については、幼稚園保護者、保育所保護者、在宅子育て保護者、地域代表が出席された地域の委員会で、幼稚園についても一緒になりたいという方向性を確認いただきました。当校

区でも、まず、地域の委員会で二つの幼稚園が一つになることについて協議を進めていただく予定です。そして、幼稚園のことは、保育所や在宅子育ての保護者と関係しないこともあるので、幼保一元化協議を進めながら、二つの園の関係者による協議をしていただくことになると思っています。

この協議会でも、幼稚園のことについて情報交換しながら、一緒になる時期を同じとするため、学校規模適正化協議会の進行、幼保一元化の進行、2園協議の進行、それぞれ見計らいながら、この協議会では学校規模適正化の協議を進めていくことになると思います。

（委員）一つの幼稚園となれば、染河内からの通園距離が遠くなることも心配であり、小学校の規模適正化協議における遠距離通学対策の協議と一緒に、幼稚園の通園方法等について、協議してもらいたいと考えていますがどうですか。

（事務局）小学校通学のスクールバス利用については、この協議会で遠距離通学対策として協議いただくことになります。小学校は義務教育であるので、遠距離通学対策を講じていくことになりますが、幼稚園については、保護者による送迎が原則であることをまずご理解いただきたい。ただ、学校規模適正化の実施にあたり、適正化実施校区で遠距離通学の対象地区となったところについて、スクールバスの運行時にバスに空き座席のある範囲で、対象地区の園児保護者が希望される場合は、有料とはなるが、スクールバスに混乗というかたちで、幼稚園に通園いただくことになるのかなと思います。

（委員）幼保一元化の地域の委員会は、平成 26 年 6 月 3 日に第 1 回、27 年 3 月 4 日に第 2 回の委員会が開催されているが、今までの事務局等の説明では、幼保一元化の地域の委員会が開催されていなかったとも受け取れる内容の発言がありました。今後、学校規模適正化地区協議会、幼保一元化地域の委員会について、どのように開催されていくのか説明をいただきたい。

（事務局）27 年度になってからは、幼保一元化地域の委員会が開催されておらず、地域や委員の皆様にご心配をおかけしているという趣旨の発言をさせていただいたつもりだが、誤解を招くような言い方となり申し訳ありませんでした。第 3 回幼保一元化地域の委員会について、7 月中に開催予定であるということを改めてお伝えさせていただきます。

（委員）当初、一宮南地区では、学校規模適正化と幼保一元化について、一つの組織として地域の委員会を立ち上げて委員会協議を行い、地域の委員会協議において、学校規模適正化については適正化実施の方向性を確認する決定があった。そして、学校規模適正化一宮南地区協議会が設立されました。また、幼保一元化については、継続して地域の委員会での協議として、26年度から単独の幼保一元化地域の委員会として協議が継続され、2回の委員会協議があり現在も続いている。学校規模適正化一宮南地区協議会で、幼保一元化のことを含めて進めていくともとれる事務局の説明であったが、それでは、地域の委員会委員に対して、大変失礼なことであり、そののちをきちんと説明いただきたいと申します。

（事務局）当初、学校規模適正化と幼保一元化については、「学校規模適正化・幼保一元化地域の委員会」がありましたが、その後、学校規模適正化については適正化実施の方向性を確認する委員会での決定があり、27年4月に一宮南地区学校規模適正化協議会を立ち上げていただきました。そして、幼保一元化については、方向性がまだ決まっておらず、引き続いて、幼保一元化地域の委員会として協議継続いただいております。ただ、26年度は、地域の委員会として、2回の委員会開催のみとなり事務局として申し訳なく申しております。27年度、幼保一元化地域の委員会の委員構成においては、その出身組織における役職交代等もあり、必要時は委員会委員の交代や調整等させていただき、7月中にも第3回幼保一元化地域の委員会を開催させていただきたいと申します。

（議長）幼保一元化地域の委員会については、出身役職の交代で委員の交代も必要ならば、それを行ってから、7月中に幼保一元化地域の委員会第3回委員会の開催があり、そこで、幼稚園のことなどを決定していけば良いと個人的には申します。先ほど、委員から意見として、幼稚園通園のことも心配であり、学校規模適正化協議と一緒に申すは申すかという意見だったと申します。ただ一方、委員の意見のように、幼保一元化地域の委員会という組織がある以上、それを活かしたなかで、幼稚園について話をすすめていかねばならないという趣旨の発言だと思っております。私自身も幼保一元化地域の委員会で、まずは幼稚園の在り方について協議をするべきだと思っております。

皆さん、幼保一元化地域の委員会にてまずは協議するとして、ご理解いただけますか。

《異議ありの声なし》

(議長) 今後の学校規模適正化の協議については、先ほど事務局から説明をいただきましたが、その作業イメージとして今後進めていくとしてよろしいか。

《異議ありの声なし》

(議長) とりあえずは学校規模適正化の協議について、いつの時期に、一緒になるかという事を決めないといけない。そうでないと、専門部会を作って協議するといいながらもうまく部会協議も進まないとも思われます。皆さんの意見をいただきながら、小学校の学校規模適正化の実施時期をいつとするか決めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議ありの声なし》

(議長) 学校規模適正化の地域の委員会では、適正化実施の方向性を確認し、また、その時期については、なるべく早い時期に実施するということまでは確認しています。学校規模適正化実施計画についての先ほどの事務局説明では、一宮南地区は、平成 30 年度を目標とする実施計画の説明でありました。

さきほどの学校規模適正化の作業イメージや、他地区の適正化実施スケジュールについての事務局説明によると、平成 29 年 4 月を一宮南地区の学校規模適正化実施時期とすることができるという気もします。皆さんの意見をお聞きしたいので、お願いします。

(委員) 学校規模適正化の作業工程的に、事務局では何年ぐらい必要と思われますか。教職員での原案づくり、専門部会での検討や、教職員ワーキンググループ等含めて、どれぐらい必要と思われますか。それを聞いてから委員として判断したいと思います。

(事務局) 他校区の例からも、1年から1年半の期間は、実施に向けて必要と思われます。平成 28 年 4 月 1 日実施となると、あと 9 カ月しかなくこれは難しいと思われます。早くても、29 年 4 月実施か、または 30 年 4 月実施かと思われます。

(委員) 幼稚園、保育所のことも影響があるとしても、二つの幼稚園が一緒

になることが同時に進行することを考えて、1年から1年半ぐらいかかると思われますか。

（事務局）今後、幼保一元化の実施を1年から1年半で完了するというのは難しいですが、幼稚園が一緒になることについては、その実施時期が決まれば、それに向けて努力していきます。

（委員）幼保一元化の取組については、まずは一元化に向け、先行する形として幼稚園が一緒となり、その後、幼保一元化の実施に向かって進んでいくという流れをイメージしていますが、それで良いですか。

（事務局）まずは二つの幼稚園が一つになるというのも、一元化に向けた第1段階としてのステージかなとも思います。そして、その第1段階は、小学校の学校規模適正化の実施時期と合わせていくと、理解いただければ良いと思います。

（議長）小学校の校長先生方は、どのように思われますか。

（校長）学校規模適正化実施後の校舎が、児童にとってもう少し生活しやすく安全面に配慮ある施設になればいいなと思います。例えば、今の神戸小校舎は3階建てなので、支援児童のことも考えてエレベーターを設置するか、プールも経年による老朽等のこともあると思います。また、他校区の規模適正化では、適正化協議の準備期間と施設改修の準備期間が一致せず、苦労されたとも聞いており、一緒に事が進んでいけばと思います。

（校長）学校規模適正化の実施時期は、きちんと決定する必要があると思います。適正化実施までに学校間の行事の調整もあり、例えば、適正化までの準備段階で、両校一緒にやってみることがあるかもしれない。先を見越して、適正化実施までのタイムスケジュールを組んでいく必要があります。適正化の準備期間として、1年から1年半というご意見も出されてはいますが、現場としては、もう少し、期間に余裕があれば、準備調整の時間も取れ、新学校として、より良いスタートが切れるのではないかと思います。施設の面では、神戸小学校舎は校舎内北側廊下が雨漏りのため雨水排水が校舎内に入っており、修繕をお願いしたい。また可能であれば、校舎内段差の解消や、中庭の小スペースを集会等の場所として有効利用できないか等、適正化の実施時期に合わせて改修検討いただければ良いなと思っています。

(議長)市も財政が厳しい状況であり、学校規模適正化もそれらも背景にあるだろうし、学校現場からは費用がかかる検討依頼もあります。よく考えて取り組んでいただきたいと思います。

(委員)二つの幼稚園が一つとなることについて、その進行状況の不安がネックにもなっています。幼保一元化の取組も学校規模適正化の取組と並行して進められるという事務局説明でしたが、神戸と染河内の幼稚園が一緒になるというのは、形としてきちっと一緒になることか。それとも、形はわからないが、仮ということで一緒になるのか、経過措置として一緒になるのか、説明をお願いしたい。

(事務局)幼保一元化として幼稚園、保育所の機能を一つにしていこうということで計画を進めています。子ども数も少なくなっているなか、集団化により規模を確保して保育していこうというのが市の方針です。幼稚園を一つにすることで、幼保一元化が完結するものではないという説明をさせていただきました。

(委員)幼保一元化の取組が長引けば、幼稚園も正式な統合という形では無くて、二つの園が一緒になるという状態が続いていきますが、それは、幼保一元化の過程として受け止めていただかないといけないかなと思います。

(委員)染河内幼稚園、神戸幼稚園が一緒になるということは、対等に一緒になるというイメージを持っていました。だから、幼稚園名も新しくなると思っていましたが、それはどうなのか説明をお願いします。

(事務局)幼保一元化計画では、幼稚園統合により新しい幼稚園が発足するということは想定しておりません。幼稚園が一緒になるということは、どちらかの園に通うということを考えています。

(委員)それは、どちらかの園が吸収するということになりますか。

(事務局)教委では、園吸収というイメージは持っていません。教委では区域外就園と説明させていただいていますが、一つの園となった場合、園名は変わることなく、現在使用の園の名前を使うことになります。ただ、園児の増により、配置の教員数が増えるケースや、学校規模適正化とあわせてですが、通園方法が変わっていくケース等は想定されます。

(委員)その場合、これからの話し合いで、園の名前を変更するということ

は可能ですか。

（事務局）幼保一元化実施まで幼稚園の新園開設という事は考えておらず、どちらかの幼稚園は休園となり、もうひとつの園に通園いただくこととなります。園の名前を変更することは考えていません。

（委員）今の説明では、染河内の幼稚園を残して、神戸地区から通園いただき、染河内幼稚園を次の園とすることも可能と思いますが、どうですか。

（事務局）2園を1園とする場合、1園をどちらにするかは、相談して決めていただくこととなります。

（議長）幼保については、7月中の第3回幼保一元化の地域の委員会で話をしていかないと、この協議会では「仮に」という話ばかりとなり、この協議会の進行がおかしなこととなります。

いずれにしても、一宮南地区の学校規模適正化の実施時期を決めていかないと、学校規模適正化の協議も前に進まないのので、今までの話を総合すると、29年4月開校か、または、30年4月開校かということになりますが、学校現場としてはどちらとして考えられますか。

（校長）児童交流に最低1年間は必要と考えており、トータルすると、2年間ぐらいは必要かなと思いますが、この協議会で決められたことに従っていきたいと思います。

（委員）波賀町の学校規模適正化の例でも、1年半ほどの期間で実施されており、長い話し合いでも間延びもするとも思いますし、専門部会での協議検討の期間も必要であり、29年4月を実施時期とするとしてはどうでしょうか。

（議長）委員の皆さんから意見をいただき、学校規模適正化実施の時期を決めていきたいと思います。

（委員）個人的には、学校規模適正化の流れが分かりにくく、今の時点では、29年4月実施か30年4月実施か判断しにくいところです。

（委員）個人的には、29年4月実施よりも、学校規模適正化の準備期間が長くとれる30年4月の実施のほうが良いと思います。

（議長）29年4月実施、または、30年4月実施という検討案を出していただいているが、事務局では、この期間設定についてどうお考えですか。

(事務局) 29年4月実施でも、30年4月実施でも、どちらでも対応できると考えています。

(委員) 学校長から意見のあった、二つの学校における交流事業とは、学校規模適正化実施までの間に、事前に二つの学校が交流に取り組むということですか。《学校長 そうです》

(委員) 市の学校規模適正化実施計画では、一宮南地区は、30年4月実施が目標とあることもあり、30年4月実施で良いのではないのでしょうか。

(議長) 規模適正化までの準備期間に、学校制服などは早めに決定したほうが、スムーズに適正化の取組が進むのでしょうか。

(校長) 初めに校名や校章の協議決定があり、そして、校歌や制服などを協議決定いただくことになるでしょうが、1年半が協議期間となればすぐ実施の時期となるでしょう。制服などは保護者の思いもあるだろうし、保護者アンケートや投票で決められるかもしれないので、30年4月の学校規模適正化実施となれば、ゆとりを持って準備ができるということならないかと思います。

(委員) 学校設備のことや、神戸小学校への通学路等のこともあり、協議会、PTAとして改修の要望をしても、教委として予算等のこともありできないというようなことでは困ることになるだろうし、また、その改修に必要な期間のこともあるだろう。その点、事務局から説明をいただきたい。

(事務局) 施設整備について、神戸小学校は、市合併後、大規模改修を実施しています。ただ、プールは設置から年数が経過し老朽化しており、検討する予定です。特別な支援を要する児童への配慮として、校舎にエレベーター設置の予定はしており、28年度予算として要求する予定です。予算措置いただければ、28年4月以降の早期に取りかかりたいと思っています。事務局としては、校舎の中の大々的な改修工事の予定はしていませんが、適正化の実施ということを別にして、できる限り修繕させていただきたいと思っています。

(委員) 校舎北側3階廊下の水たまりの発生などは、安全面の上でも改修をしてもらいたいと思います。また、プールについても修繕をお願いしたいところです。

(事務局) 修繕は先生方とも確認して、適正化に向けてではなく安全上必要なものとして、早期に対応させていただきたいと考えます。

(委員) 他府県のことだが、不審者が侵入して、先生や生徒が亡くなる痛ましい事件があった。近年の不審者対策のこともあり、学校規模適正化を機会に、学校周囲を全部、柵で囲むなど、不審者侵入防止などの対策は考えられないでしょうか。

(校長) かつて神戸小学校に在職していた時に、安全面強化のため、学校周囲に鎖をかけたことがあるが、地域からご指摘を受けたことがあります。それは、神戸小学校開設時から敷地内に里道があり、通過時には運動場の端を歩くなど、地域の方にも一定の配慮はいただいておりますが、地域として校内を歩いて通過するのは当然とする共通した理解があり、学校を全部、柵で囲むというのは、課題があると思われまます。それよりも現在は、地域に開かれた学校としてアピールし取り組んでいくことで、その安全の面での向上に努めているところです。校舎設備としては、大規模改修事業が済んだとはいえ、中庭の池の周辺はタイルはがれ等もあり、事務局にも、一度確認いただこうかなと思っている状況にあります。また、将来のスクールバスの経路のことにも関係しますが、神戸小学校は立地の状況、また創立からの歴史の中で、一宮南中学校や神戸幼稚園への経路として、小学校内通過が地域の中で認知されています。また、中学校から幼稚園前を通過して国道へ出る道が、染河内方面からの生活道となっています。また、幼稚園入口近辺は、年に何度か接触事故もあるので、全体として、移動経路、保安強化のことなど含めてよく考えていく必要があるかなと思います。

(委員) 神戸小学校へ通学は、神戸地区からはJA前の正門から入っていると思いますが、染河内方面からは、新しい経路のことでもあり、学校正門はあるのですが、どこから学校へ入校ということになるのか、周辺の道路環境や通学路からも、はっきりとした経路がわかりにくい状況となっています。

(委員) 例えば、30年4月を一宮南地区学校規模適正化の実施時期と決めたいうえで、それに向けて協議を進めていくというようにしないと、課題があっても、解決に向け前に進んでいかないと思います。

(議長) 30年4月というと、現在の委員も出身所属の交代等もあり、皆さ

ん、交代されているのではないのでしょうか。だから、29年4月を実施時期としてはどうでしょうか。

（委員）多くの委員から様々な意見がでていますが、何を決めるのかはっきりとした目標がないと、議論が続くばかりで、この協議会での決定事項が決まっていけないと思います。決定することをまずは決めてから、議論するほうがいいと思います。今日の協議会資料にも、何を決定していくのか、記載があれば議論の方向性も締まってくると思うのですがどうでしょうか。

（議長）貴重な意見をいただきました。第1回協議会では委員委嘱といろいろな話し合いを持っていただいた。第2回協議会では、協議会協議を進める上で適正化の実施時期を決める必要がある。そのためには、全員が作業イメージの全体像を共通理解してからのほうが、実施時期を決めやすいだろうと、正副会長会で調整し、本日の第2回の協議会での協議となっています。

（委員）まずは決めていく事が今日の議論を通して決まり、次回で決定してもいいと思うので、何を決めるか目標があったほうがいいと思います。

（事務局）この一宮南地区協議会では、まずは学校規模適正化の実施時期を決めていただきたいと考えています。ただ、時期を決めるにあたって、作業のイメージもわからないということになると、決定いただくのも難しいのかなということで、今回は協議会の作業イメージを共有するという主眼で資料作成しており、その点をご容赦をいただきたいと思います。今日、学校規模適正化の実施時期を決めていただければ、次回以降は、専門部会の構成はどうするかということなど、目標年次までのスケジュール等、協議いただくことになると思います。

（議長）議長裁量で実施時期を決定ともいえないのですが、今までの議論からは、29年4月を実施時期してはどうかと思いますが、どうですか。

（委員）それは、幼稚園の事も含めて、29年4月実施でしょうか。

（議長）幼稚園については、7月中実施の幼保一元化地域の委員会で、神戸・染河内の幼稚園の方向性が決まればの話ですが…。

（委員）少し早いような気もするのですが・・・。

（委員）協議期間が長くなっても、協議会委員の任期は変わらないと聞きましたが、その点はどうですか。

(事務局)協議会規則では、協議会委員の任期は学校規模適正化実施の前日までとなっています。ただ、PTA等組織から選考された委員の方もあり、その場合は、委員交代でなく、委員を新たに増やしていくことも可能と考えており、事務局としては委員の皆さんに残っていただくことをお願いしたいと思っています。

(議長)今から3年後の学校規模適正化の実施となると、現在の委員さんも3年間はお世話になるということも考えられますが、その理解はよろしいか。

《委員から異議ありの声なし》

(議長)29年4月実施が早いようでしたら、1年延ばして、30年4月を実施時期とするかという事になりますがどうでしょうか。

(議長)それでは改めてお伺いします。一宮南地区学校規模適正化について、30年4月ならば賛成されますか。30年4月開校に向かって準備を進めていくことで異議ありませんか。

《委員から異議ありの声なし》

(委員)一宮北地区、伊水・都多地区でも、学校規模適正化について色々と課題もあるようですが、その課題を突き詰めると、それは多くのことでなく、何か2、3つのことであるだろうと思います。事務局には、それを事前に調べるなりして提議いただきたいとも思います。課題について、どうでしょうかという問いかけでは、議論の中身も定まらず前にいかないなので、よろしくお願ひします。

(議長)貴重な意見、ありがとうございました。さきほど、わたくし議長からの確認として、学校規模適正化の実施時期を30年4月とすることについて確認したところ、委員から異議はありませんでした。ただ、改めて実施時期を委員拍手でもってその決をとりたいと思います。一宮南地区学校規模適正化の実施時期を30年4月とすることで、承認の方は拍手をお願いします。

《委員拍手多数》

(議長)拍手多数を確認しました。一宮南地区学校規模適正化の実施時期を30年4月とします。

5. その他

(議長) 次回の協議会の協議内容、開催日について事務局からお願いします。

(事務局) 次回は、専門部会の設置やその構成はどうするかという協議になると思いますが、今月中に幼保一元化地域の委員会の開催もあり、それを見据えながら、正副会長会を開催後、協議会開催のご案内をしたいと思います。

(委員) 部会の委員構成では、正副会長が部会長としても、活動いただくことになるのですか。

(事務局) 専門部会設置規約で、専門部会では学校の校長、教頭が部会長を務めることが決まっています。また、部会員の構成については、個々のお考えもあるでしょうし、地域での割り振り、出身所属のこともあるので、部会員の構成については、正副会長会でまずは調整いただくこととなります。

また、協議会での協議内容は、正副会長会で協議原案を確認し、本協議会で協議という事になっています。本日の第2回協議会も事前の正副会長会で内容等確認いただき、まずは協議会で協議の全体像を委員の共通理解いただいた後、実施時期等について協議をいただくということで、資料等準備させていただきました。

(議長) 次回協議会は、正副会長会で事務局とも調整し、ご案内させていただきます。これで本日の協議会協議を終了します。

6. 閉会

(副会長) 会長、副会長、委員が意見交換いただき、本日も協議いただいたこと感謝申し上げます。学校規模適正化についても、その取り組みは簡単なことではないとは思いますが、実施時期を30年4月とする決定をいただき、そのことで、協議を通した課題解決に向けた取り組みも、前向きに進んでいくものと思います。

校名、校章、校歌の決定も大事なものではありませんが、また違うところに課題もあるのかなとも思いますが、委員の皆さんのご協力で協議会を前向きに進めていきたいと思っています。本日はありがとうございました。

午後9時08分閉会

第2回協議会出席者

- ・勝部会長（神戸地区自治会会長）
- ・多賀副会長（神戸小学校PTA会長）
- ・藤原憲男副会長（染河内地区自治会会長）
- ・畑尾副会長（染河内小学校PTA会長）
- ・大坪委員（東市場自治会長）
- ・田路委員（曲里自治会長）
- ・植木委員（上野田自治会長）
- ・的場委員（中坪自治会長）
- ・柴原委員（神戸小学校保護者代表）
- ・東末委員（染河内小学校保護者代表）
- ・秋田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・檀山委員（神戸小学校保護者代表）
- ・勝木委員（染河内小学校保護者代表）
- ・金持委員（染河内小学校保護者代表）
- ・大前委員（神戸幼稚園保護者代表）
- ・藤原慎也委員（染河内幼稚園保護者代表）
- ・長野委員（一宮ひかり保育所保護者代表）
- ・田中委員（神戸小学校長）
- ・水口委員（染河内小学校長）
- ・長川委員（一宮南中学校長）

特別出席者

- ・落岩一宮市民局長
- ・中村企画総務部長

事務局

- ・藤原教育部長、榎谷教育部次長、澤田教育総務課長、志水学校教育課長、橋本教育総務課副課長